

---

平成29年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成29年3月21日 (火曜日)

---

**議事日程 (第5号)**

平成29年3月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成28年度築上町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第2 議案第2号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第3号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第4 議案第4号 平成29年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第5号 平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成29年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成29年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成29年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第13号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について

- 日程第21 議案第21号 築上町特定環境保全公共下水道事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第23 議案第23号 豊前広域環境施設組合を組織する市町数の減少に伴う財産処分について
- 日程第24 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第31号 町道路線の変更について
- 日程第32 議案第40号 平成28年度築上町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第33 議案第41号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第34 議案第42号 第2次築上町総合計画の基本構想について
- 日程第35 発議第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議（案）について
- 日程第36 意見書案第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）について
- 日程第37 意見書案第2号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）について

（追加分）

- 日程第38 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成28年度築上町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第2 議案第2号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第3号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第4 議案第4号 平成29年度築上町一般会計予算について

- 日程第5 議案第5号 平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成29年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成29年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成29年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第13号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町特定環境保全公共下水道事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第23 議案第23号 豊前広域環境施設組合を組織する市町数の減少に伴う財産処分について
- 日程第24 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第31 議案第31号 町道路線の変更について
- 日程第32 議案第40号 平成28年度築上町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第33 議案第41号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第34 議案第42号 第2次築上町総合計画の基本構想について
- 日程第35 発議第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議（案）について
- 日程第36 意見書案第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）について
- 日程第37 意見書案第2号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）について

（追加分）

- 日程第38 常任委員会の閉会中の継続審査について

**出席議員（14名）**

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 塩田 文男君
13番 武道 修司君	14番 田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 係長 脇山千賀子君

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君  
 教育長 …………… 亀田 俊隆君

会計管理者兼会計課長	……………	神崎 博子君
総務課長	…………… 八野 繁博君	財政課長 …………… 元島 信一君
企画振興課長	…………… 江本 俊一君	人権課長 …………… 武道 博君
税務課長	…………… 江本昭二郎君	住民課長 …………… 加藤 秀隆君
福祉課長	…………… 椎野 満博君	産業課長兼農委局長 …… 今富 義昭君
建設課長	…………… 平尾 達弥君	都市政策課長 …………… 竹本 信力君
上水道課長	…………… 加來 泰君	下水道課長 …………… 吉留梯一郎君
総合管理課長	…………… 永野 賀子君	環境課環境係長 …………… 内山 政幸君
商工課長	…………… 野正 修司君	学校教育課長 …………… 繁永 和博君
生涯学習課長	…………… 柿本直保美君	監査事務局長 …………… 石井 紫君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） それでは、今から会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

### 日程第1 議案第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第1号平成28年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第1号平成28年度築上町一般会計補正予算（第9号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、豊前広域環境施設組合負担金、事業費確定による予算の減額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 所管の項目について慎重に審査した結果、財政調整基金等積立金、事業費確定による予算の減額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 議案第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第2号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道議員。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第2号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、基金預金利子の増額による奨学金基金積立金を増額するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第3号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第3号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、本案について慎重に審査した結果、過年度、国・県返納金の確定に伴う償還金の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第4号平成29年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第4号平成29年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、経常的な経費、継続事業の保育所建設事業、有機液肥製造施設建設事業、築城中学校建設事業、小中学校給食における米飯支援、保育料の第3子無料化等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 平成29年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、庁舎建設事業について、町民に対する説明がないと反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 本案に対しては、工藤久司議員外2名から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されています。

地方自治法第115条の2項の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるもので、修正の動議が成立しております。よって、これを本案とふせて議題とします。

提出者の説明を求めます。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 議案第4号平成29年度築上町一般会計予算に対する修正動議の説明をいたします。

第1条、120億5,080万円を117億3,274万2,000円に改め、第2条を削除するものです。

詳細につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。

第2表債務負担行為、庁舎建設事業4億7,763万5,000円、第2款総務費1項総務管理費19目庁舎建設事業費の3億1,805万8,000円を削除するものであります。

理由につきましては、先ほど総務委員長の吉元委員長からもありましたが、まず、これは建設事業とはいえ、建設するための事業じゃない。庁舎を移転するための事業ということです。誰が移転にかかわって、どういう経緯で移転をするのかという説明は、一切議会にもないし、町民にも当然ありません。

こういう大きな事業をするときは、当然ですが、議会に相当な資料を用意したりとか、説明が必要なのに資料一つもなく、我々の判断としての材料が一切ありませんでした。

委員会で資料請求をさせていただいたら、それなりの資料が出てきましたが、びっくりすることに、私、議事録が見たいということで資料要求をしたら、議事録は出せないということでした。

原則、そういう大きな事業の議事録というのは、我々議会はもとより、皆さんに開示するというのが原則だと思うんですね。それもなく、ただ資料だけをもらって、その資料に対しては、我々厚生文教の委員は質疑応答なり、それもできない状態で、この予算を計上されています。

そもそも予算というのは、町民または築上町に対する投資の予算でなければいけないと思うんです。これは間違いなく消費をするための予算にしか私には思えないし、ここの本庁舎をどうするのかという議論もない。ましてや、今支所になってますが、築城支所をどうするのかという説明も一切ない中で、この予算を認めるわけにはいきません。

いま一度、大きな問題として、全ての公共施設等を見直し、また皆さんで庁舎建設なり、もう少し大きな視点でこの事業は取り組むべきだと考えます。

以上、説明終わります。

○議長（田村 兼光君） これから修正案の提出者説明に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。



これから修正案に対する討論を行います。修正案に反対意見のある方。武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 修正案に対して反対をしたいと思います。

一般質問でも質問いたしました。庁舎建設については、早い段階でというか、時間が余りない状況があるので、スムーズに進めてほしいということがまず1点。

J Aの今土地の話になっていますが、J Aの土地は昨年6月の段階で評価をするということで予算をつけてます。予算をつける段階で評価をして、そこに庁舎を建てるという前提での購入をするための査定をやるんだということで説明を、その段階で既にやっていますんで、半年以上の月日がたって、この査定結果が出て、この予算で買おうかと。

これは買おうかというのは、あくまでもまだ行政側の方針であって、相手側の決定ではない。あくまでも築上町のほうがまず方針を出して、それから相手方のほうの意向を確認した後に、最終的にはまだこの先に最終的な合意による買収というものはあるわけですから、その段階までしっかり内容を確認してやるべきだというふうに考えていますんで、スムーズに進めていくためには、本予算を可決しなければ次の段階に入れない。

庁舎を建てるという前提であれば、時間的な余裕もないということで、この予算を通していただきたいという観点から、修正案に対して反対をいたしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 次に、修正案に賛成意見のある方。小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 賛成の立場での意見を申し上げます。

合併協定書に新しい町の事務所は現行椎田町役場とするという一項があります。どうも今度の事業に対する大もとの根拠には、これがなっておるような感じがしております。

といいますのも、16日の産建の委員会の席上に、机の上に初めてこれに関する、庁舎建設に関する資料が出ておりましたけれども、その一番上に合併協定書があるんですね。何のためあるんだろうかと思ったら、恐らく今度のこの事業の根拠になるものであるだろうと私は思いました。

今回の議案は、合併して10年間、本所として使用してきたこの建物は老朽化したから建てかえて移転するんだと、こういう議案でございます。合併の協定書と何ら関係ない。本来なら移転の、場所の移転が入っておるわけですから、3分の2以上の特別議決が必要な案件じゃないかと思うんです。

こんな案件、先ほど反対意見の中に、前も（ ）通って、これを通して、早く通して進めたいという意見でございましたけれども、築城中学の建設ときに、一番初めのこの予算が通ることによって、もう金を使ったんだからちゅうて、一気に現在の校舎の建設まで行ってしまってます。これも同じ流れになる危険性が極めて高い。

ましてや、完成した、もしこの形で真っすぐ完成までいって、完成した庁舎というのは、後々の築上町の町政には非常に大きな影響を与える形になります。言うなら、今後50年ぐらいにわ

たる築上町の将来を決定づけるような、方向づけが決定するような案件だと考えます。

この案件の第1弾として、この予算が今回、基本計画の作成、移転補償の費用ということで、今年度3億円、次年度に4億円の用意をしておく。こういう提案が出ております。それも事前の説明、先ほどの説明もありましたけど、この厚い予算書の一端に数字が並んでおるだけなんです。一切の説明ありませんでした。

そして、産建の委員会の当日にこれが出てきた。これで我々がいいか悪いか判断できるような状況で出されたものであると言えますか。そしてきょう、その是非を判断しなければならない。一切の内容もわからない。何の議論も行うことができない。こういう状況の中で判断をせよということでございます。我々よりさらに知らない町民にどんな説明、我々ができますか。何の説明もできない。

ということになると町民は我々の、町民から選んでいただいた我々が町民に対して裏切っておるんじゃないか、こういうふうに映るんじゃないかと思います。何の説明もできないわけです。それで判断をすることは、町民の裏切りに映る危険性がある。そうすることによって、さらに町民の間には、議会のみならず、町政全般に対する根本的な信頼がなくなっていく。私はこういうふうと考えております。議会の存在価値、強いて言えば行政の存在価値すら住民からないように思われるような状況が出るかもわからん。

もっといいますと、安直な判断をすることで、ある本からの受け売りでございますけども、補助金の墓標、補助金による墓の墓標、死んでしまった後に墓標だけが残る。この補助金による墓標の積み増しになるだけでないか、こういう感じがしております。将来の我々の子供、孫の代の大きな負担を強いることになる。その危険性を感じております。

どこかでこのような重大案件を決定し、このようなやり方で議会に提案する執行権に対して、異常なおごりと無責任を感じます。著しい憤りを感じております。内容を吟味する時間、機会が与えられないこと以上に、このような執行権の行使について、全く同意することはできない。

以上、修正案に対する賛成意見でございます。

○議長（田村 兼光君） ほかに修正案に反対意見のある方。塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 修正案に反対意見を行いたいと思います。

昨年の3月か6月、先ほど武道議員も言われましたとおり、JAの跡地の調査費が議会で可決されております。それから同時に、先導型官民連携という形で予算もつき、駅前周辺を調査をするという予算も可決されております。

そのときに今現在の庁舎から駅前、駅前周辺まちづくり構想ということで、ゾーニングの資料もいただいております。私たち議会も説明を受けております。ですから、本来ならば、これは今農協の今回の予算で取得するという形で、立ち退きをしてもらうという形の予算を出してくるの

も、本来間違っていないと思います。

ただ執行部の非常に説明が不十分だと。ただ数字だけで決めれというのはなかなかできない。ちゃんと資料を出せという形で、委員会でも厳しく指摘させていただきました。

だから、駅前を開発していくというのは、数年前から耳にはしてはしましたが、ただ私も今、庁舎がどこに移動するのかというのは、絵ができてないのでわかりません。これが今から絵ができるという計画でいくからこそ、この予算が出るんであって、よその家の上に絵を描くわけにはいきません。よその家の上に絵を描いてすれば、単価がはね上がる可能性だってあります。

だから、順序的には間違っていないとは認識しますが、非常に執行部の説明が今まで議会に対してできてなかった。それは否めませんが、そういった点は委員会で厳しく言いましたので、今後絵ができていくにつれて、中身を精査していきたいと私は思っておりますので、修正動議については、絵もないものに対して反対をしても、どうにもなりません。ですから、修正動議については反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 先ほど来、小林議員からも指摘を受けていましたが、庁舎の建設位置が変わって本庁舎を変える場合は、議会の3分の2の特別議決が必要とされています。旧築城町のときには1回、否決されました。多数派工作をして、どうにか通りました。

そういった状況で今度もやるのかと。町長は、私の一般質問に対して、意志は曲げんと。農協の跡地が買えない場合は、この位置に縦に高く建てると。自分の家やったら勝手にどうぞと言いますけれども、我々も庁舎の建てかえの時期が来ているということは十分知っております。

町民の民意が反映される状態の中で、庁舎を建てかえるんやったら大いに賛成しましょう。私はそういう考えでした。私は、町民の皆さんがここに建てることを賛成か賛成じゃないのかということも問わないうちに、ここに決めつけるということ自体が納得できません。

そしてまた、築上町の、第2次になるんでしょけど、総合計画の委員さんは5分の1に減っています。最初は100人いました。そういう、それは総合計画について、今後築上町をどのように発展させていくのか。あるいは皆さんの暮らしを守っていけるのかと。いろいろな面の案が提案されて、それは通りました。そのときは100人からの委員がいたわけです。

ところが、庁舎を移すに当たっては、町長初め執行部だけの中で進められております。少なくとも我々14人は町民の負託を受けて、町政執行機関を正しく執行しているのかを監視する立場におる一員だと思っています。

私ごとになりますが、この11年間、ほとんど賛成しております。今度の議案についても、先ほど長々と厚生文教常任委員長から述べられました。その中には庁舎の件についての意見は出たんでしょけど、いろんな予算がこの当初予算に出ています。だから、反対のための、我々反対じ

やないんです。全て必要な予算だと思います、ほかの件については。

庁舎については、もう時期が来たと、これ以上おくらかすことはいかん。これは執行部の怠慢でしょう。合併特例債がいただけないようになる。本当に建てる気があって、耐震の強度がないということがわかった時点で、そういった委員会を立ち上げて庁舎の建てかえをやりたいと。町長がおっしゃる、この場所じゃないとだめという理由が、町民の皆さんの半数が受け入れていただければ、私は何も言いません。賛成します。

しかし、乱暴にも執行権だと。その上で一般質問の中で町長が何をおっしゃったか、議事録掘り起こしたらわかると思いますが、庁舎建設の問題の指摘をしてたら、反対派が出て対抗馬が出ると選挙、受けて立つような言い方です。これが築上町の長を務める人の言う言葉か、私は耳を疑います。

少なくとも、例えば臨時議会を招集するとか、この一、二カ月の間にばたばたでも、これはよくないですけど、町民の中から代表者を出していただいて、庁舎の場所とか、そんな検討もしなきゃいけないと思います。

それと、農協のとこを買い取ったらどうかという意見は、私は賛成です。ところが、旧築城庁舎、今の支所がどのように使われるかという、まだはっきりした案がないと思います。福祉事業に使うか、何を使おうとか、いろいろ考えてる、また使い道を考える。それは何十年間、行政マンとしてやってきたから、そういった考えは持ってると思います。

しかし、最初の話は農協に買い取ってもらおうと。私はそれで賛成と思ったんです。何でも申しますと、京築農協で合併して、上毛町の方が、あるいは本所が、農協の本所が行橋とか京都郡のほうになると三、四十分かかるんですよ。京築のへそは築上町というよりも旧築城町ですよ。この地にあれだけ立派なものがあるから、建てかえんでもいいから、農協に本所として活用してもらうために、僕は大きな金で売らなくても、本当地方の言葉かもしれませんが、スリガヤというんですかね、交換でもいいぐらいの気持ちで私はいます。

しかし、そういった話も含めて、町民の方々にはまだ理解できてないと思います。できれば早急にそういった対応を練っていただくならば、また賛成という立場になる可能性もあるかもしれませんが、町長、執行権とか言いますけれども、執行権は3分の2の議員さんが賛成しなければ、新しく建った庁舎は倉庫になります。空き家の倉庫になるんですよ、はっきり言って。

そういったことも含めて、膝を交えて、町民の代表である議会議員や各地域の代表者の皆さんと、これは50年来の、小林さんの受け売りじゃありませんが、計画性を持って予算を計上してほしかったという立場から、全ての予算には賛成します。しかし、この庁舎の問題については、棚上げにしてもらえないかという、修正案に対する賛成の討論にいたします。

○議長（田村 兼光君） ほかにございせんか。信田議員。反対か、修正案に。

○議員（5番 信田 博見君） 反対です。皆さん、いろいろ言われてましたが、本庁舎は非常に老朽化しております。耐震もありません。そういうことで、きょうもこれくらいの雨で1階から2階に上がる階段は水浸し、朝から職員がばたばたしておりました。あれだけ雨漏りがするという事は、それ相応のひび割れがしてるということであり、地震でもくればこれは危ないと、間違いありません。

そういうことで、農協との協議もかねてから、早くから言及していたことでもありますし、なるべく早く庁舎は建てかえていただきたいという意見で、反対といたします。

○議長（田村 兼光君） ほかに賛成意見のある方。宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 議案第4号平成29年度築上町一般会計予算修正動議について、賛成の立場で討論いたします。

まず、本議会に上程されているJAの土地取得に関しては、町所有の土地が多く点在するのに、なぜ、新たな土地を8億近い大きな金額をかけて購入するのかについて納得できないこと。この財政難の中、8億近い大きな金額を一企業にのみ支払って土地を購入するという点について納得できません。

そして、JAとの用地交渉は昨年から行われていたようですが、協議内容は一切公表されておらず、どのような協議の結果、8億近い金額が計上されたのか、経緯の説明が一切ない点。

そして、庁舎建設に関しては、平成22年3月策定の築上町都市計画マスタープランに、新庁舎建設については全く記載がございません。しかし、平成28年、たった1年前の椎田駅周辺まちづくり構想に、急に新庁舎建設が記載されました。

そして、椎田駅周辺の日本版LABVによるエリアマネジメント事業調査が6月予算で計上されておりますが、結果報告はいまだに議会にはございませんし、資料請求をしても、ちょっと待ったということで、課長のほうから回答がありました。

議会及び住民に対して公表できる計画が存在していない、決まっていないのに、なぜ予算だけを承認できるのか。その点についても納得ができませんので、その点と、また合併協定書に新町建設に関することに基づき、新町建設計画というのを執行部のほうは策定しているようです。それは平成27年3月に変更しておりますが、その計画の中には、公共施設の整備に当たっては、行政運営の効率化を初め、事業の効果や効率性を十分に議論、そして既存の公共施設の有効利用、相互利用及びその後の維持管理経費や運営方法などを総合的に検討すると書いておりますが、その両者はなされてないと考えます。

私は、今回の議案に対して、住民の皆さんに説明することができませんので、以上の点で、今回の修正動議について賛成討論とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから本案に対する工藤久司議員外2名から提出された修正案について採決を行います。  
修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

引き続き、原案を議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

討論を行います。反対意見のある方。小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 修正案が否決されましたので、それを含む内容であります。3点申し上げたかったんですが、1点目は、先ほど修正案に対する賛成意見の中で申し上げましたので、残りを申し上げます。

もう一点、この予算の問題点、広域圏消防本部の負担金が約2億6,000万円、ほぼ例年どおりか少し多目の計上がなされております。

不祥事が発覚して、ほぼ2年になります。御存じのように、女子職員の1億円を超える公金横領事件でありました。10年を超えるような長期間にわたって、言い方はちょっと悪いですが、非常に順調に犯行を重ねたものです。

特に六、七年前に一旦数千万円の用途不明金が発生したときに、本人に一部を負担させて、残りは基金から補填したという事実が新聞記事にもなっておりました。我々が一旦読んだ報告書にも、その旨、記載されておりました。

しかし、そのときの対応は、何もすることなく、同じ人を同じ部署でまた続けて、同じ職務を続けさせていった。その後、さらに、さらに順調に犯行を重ねて、それが1億円を超える状況になった。そして発覚したのが、約2年前ぐらいですかね。

そして、昨年2月に当時者が逮捕されて、その後、調査委員会が立ち上げられた。その調査委員会の調査も、去年の7月の中旬に報告書を提出することによって調査が終了した。

私は、去年の9月と12月の一般質問で、この報告書の公表をお願いしました。初めは1日だけ私たちの手元に届けていただきましたけれども、理事会にかけていないからという理由で取り上げられた。

12月に再度お願いしましたところ、今度は民事裁判があるから出せないという理由で断られております。しかし、その裁判はまだ始まってない。新聞記事によりますと、3月いっぱいには

裁判を始めたいというようなことは載っておりましたが、まだどうなるかわかりません。

住民の命と財産を守る消防職員、大部分の方が一生懸命努力されておる。しかし、この不祥事は、今までのような対応でこのまま置いておく。何にも知らない住民の方の不信感は、どんどん高まっていくと思いますよ。

この住民に対する説明責任を果たすためにも、この報告書を全ての住民の前に公表することによって実態を知ってもらう。そのことによってさらなる意見をいただきながら、再発防止策に奔走するというのが、本来の姿であろうと思います。

私は、この非常に長期間にわたる、順調な犯行に対する対応が、長期間にわたる組織的な隠蔽工作ではないかと思われるような対応によって、現在まで流れておる。この対応の仕方は、絶対許してはならない対応の仕方であると考えております。

何らかの対応を促すために、私はこの対応に異を唱えるために、この予算に反対することによって、この対応が必要であるという異を唱えるために、反対の立場を意思表示します。

広域圏の消防本部の問題はそれです。

もう一点、非正規職員の関係、正規の職員が190名おります。非正規がそれに、時期的にはそれと変わらないぐらいの数字になる。正規職員の人件費15億、非正規職員は各部門、部門で賃金として計上されておるので、はっきり明確にわからない点はありますが、大体3億ぐらい、ほぼ例年どおりの予算であると思います。

毎年必要な業務であるとして予算計上されておる部分がかかなりあると思いますが、これを非正規職員で安上がりに対応するというのは、ブラック企業のやることです。

特に子供に対応する部門で、年少者に対応するほど手間がかかり負担が大きくなるものであるから、より非正規の割合を少なくする必要があるんじゃないかと思います。この点の改善もほぼ見られない。これは執行権の考え方、姿勢のあらわれと考えております。

一つの町、築上町となって10年、一つの町として前進する姿は全く見られない、そう思いませんか。椎田に一つあるから築城に一つ、椎田にコマーレ、だから築城にソピア、放課後児童施設も7,000万ほどかけて椎田に一つ、築城に一つつくる。

教育の面でも、築城中学が現在建築されておりますが、これが完成することによって築城に一つ、椎田に一つ、小学校は今までどおりの形で、複式学級が半数ぐらいそのまま続くという体制ができております。かなりの将来にわたっても、この状態が続くことと考えられます。

今回の第1点目の庁舎の問題も、椎田の駅前開発と抱き合わせての庁舎の建設の計画でございます。これとて一つの町として、将来に向かって向かう姿とは到底考えられない。

あえて申し上げます。現執行体制を維持することが、今後10年、さらにはその将来にわたって、先ほど本なる本の受け売りで申し上げました補助金の墓標が建ち並ぶ、恵まれた環境ではあ

るが、立派な過疎地の完成を目にすることができるんじゃないかという危惧を感じております。

この予算に対する反対意見でございます。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 本案に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

いろんな経常経費があるのはもとよりですが、継続中の予算、特に有機液肥の製造施設の建設につきましては、築城地区のし尿を4月1日から豊前の広域環境施設組合には持っていけないという状況がある。9月か10月には完成をさせて、そのし尿を処理をしていけないといけないという状況にある。これが少しでもおくと、大変な問題になるというふうに考えておりますので、特に大事な予算が入ってる一般会計予算には、どうにか通していただきたいという思いがあります。

また、築城中学校の建設を行っています。今というか、旧中学校は既に壊して、仮の校舎で今子供たちが教育を受けている。これも1日も早い対応で、おくらせて子供たちにもっと負担をかけるということのないように進めていけないといけないという観点から、一般会計予算を通して、スムーズな予算執行を執行部に求めるという観点から、原案に対しての賛成の討論とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

修正案が提出されましたので、原案について採決します。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 修正案に賛成しまして、本案をとということですが、本案については、ほかの予算については、私は町民のためには必要性のあるものだと判断していますので、私はこの採決を辞退させていただきます。

○議長（田村 兼光君） 原案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第5号平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第5号平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業



特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、滞納金の発生原因が明確にされていないとの反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 先ほども報告にありましたように、滞納が発生した原因、責任が十分に究明されていると言いがたいということで、反対討論とします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第6、議案第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第6号平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第6号平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第6号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第7号平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第7号平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について慎重審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第8号

### 日程第9. 議案第9号

### 日程第10. 議案第10号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第8、議案第8号平成29年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第10、議案第10号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計

予算についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第10号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第8号から議案第10号まで、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第8号平成29年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号平成29年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、一般会計からの繰入金もなく高い保険料となっているとの反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第8、議案第8号平成29年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号平成29年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 一般会計からの繰り入れがなく、全国の市町村の中では一般会計からの繰り入れが多数です。私は一般会計からの繰り入れがなく、高い国民健康保険税は賛成できません。

以上、反対討論とします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第11. 議案第11号**

**日程第12. 議案第12号**

**日程第 13. 議案第 13号**

**日程第 14. 議案第 14号**

**日程第 15. 議案第 15号**

**日程第 16. 議案第 16号**

**日程第 17. 議案第 17号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 11、議案第 11号平成 29年度築上町水道事業会計予算についてから、日程第 17、議案第 17号築上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 11号から議案第 17号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第 11号から議案第 17号まで委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） **議案第 11号**平成 29年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

**議案第 12号**、本案についても慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**議案第 13号**築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大することとともに、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護時間を導入するため、条例の一部を改正するものであります。慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**議案第 14号**築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。本案につきましても、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告します。

**議案第 15号**築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案について慎重に審査した結果、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、報酬の中に能率給を設けるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

次に、議案第16号築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消費税率引き上げが平成29年4月から2年半、延期されたことに伴い、税率を引き上げるときに付せて改正される予定であった制度改正を消費税率引き上げ時期まで延長するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号築上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案について慎重に審査した結果、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力向上を図るため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第11、議案第11号平成29年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第11号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号平成29年度築上町下水道事業会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。議案第14号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

日程第15、議案第15号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号築上町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで一段落がつかしましたので、トイレ休憩をいたします。再開は11時15分からとします。

午前11時07分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

#### **日程第18. 議案第18号**

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第18号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第18号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設利用者の利便性の向上や施設利用の拡大及び公平性を保つため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 議案第19号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第19号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第19号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設利用者の利便性の向上や施設利用の拡大を図るため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第20. 議案第20号

#### 日程第21. 議案第21号

#### 日程第22. 議案第22号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第20、議案第20号築上町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定についてから、日程第22、議案第22号築上町過疎地域自立促進計

画の一部変更についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第22号まで一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第20号から議案22号まで委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第20号築上町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、農業集落排水事業特別会計から下水道事業会計に移行したことに伴い、条例を廃止するものであります。原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

議案第21号築上町特定環境保全公共下水道事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定について、本案につきましても慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

次に、議案第22号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について、本案について慎重に審査した結果、過疎地域自立促進計画にジョイフル誘致に伴い新設する町道等を追加するものであり、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第20、議案第20号築上町農業集落排水事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第21、議案第21号築上町特定環境保全公共下水道事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第23、議案第23号

○議長（田村 兼光君） 日程第23、議案第23号豊前広域環境施設組合を組織する市町数の減少に伴う財産処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第23号豊前広域環境施設組合を組織する市町数の減少に伴う財産処分について、本案について慎重に審査した結果、本町が豊前広域環境施設組合から脱退することに伴い、当該組合が保有する財産の処分を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### **日程第24. 議案第24号**

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、築上町FM放送施設を引き続き東九州コミュニティー放送株式会社に指定管理するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25. 議案第25号

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、築上町椎田及び築城社会福祉センターを引き続き築上町社会福祉協議会へ指定管理するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第25号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第26. 議案第26号

○議長（田村 兼光君） 日程第26、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、集落センター等を引き続き施設が所在する自治会へ指

定管理をするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第27. 議案第27号**

**日程第28. 議案第28号**

**日程第29. 議案第29号**

**日程第30. 議案第30号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第27、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第30、議案第30号公の施設に係る指定管理者の指定については、厚生文教常任委員会への付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第30号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第27号から議案第30号まで、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） **議案第27号**公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、学習等供用施設を引き続き施設が所在する自治会へ指定管理するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**議案第28号**公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、

集会所を引き続き施設が所在する自治会へ指定管理するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**議案第29号** 公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、地区集会所を引き続き部落解放同盟豊前築上地区協議会、全日本同和会福岡県連合会及び施設が所在する自治会へ指定管理するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

**議案第30号** 公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、築上町文化会館コマーレを引き続きしいだサンコー株式会社へ指定管理するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第27、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから議案第27号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第29号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第29号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第30号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第31. 議案第31号**

**日程第32. 議案第40号**

### 日程第33. 議案第41号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第31、議案第31号町道路線の変更についてから、日程第33、議案第41号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第41号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第31号から議案第41号まで委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第31号町道路線の変更について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

議案第40号平成28年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、本案について慎重に審査した結果、財源の組み替えにより水道事業会計補助金を減額するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

議案第41号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第4号）について、本案について慎重に審査した結果、財源の組み替えにより企業債を増額するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第31、議案第31号町道路線の変更についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第31号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第32、**議案第40号**平成28年度築上町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第40号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、**議案第41号**平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第41号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### **日程第34. 議案第42号**

○議長（田村 兼光君） 日程第34、議案第42号第2次築上町総合計画の基本構想についてを

議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第42号第2次築上町総合計画の基本構想について、  
本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 吉元総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第42号第2次築上町総合計画の基本構想につ  
いて、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第42号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は委  
員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案42号は委員長報告のとおり可決さ  
れました。

---

#### 日程第35. 発議第1号

#### 日程第36. 意見書案第1号

#### 日程第37. 意見書案第2号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第35、発議第1号東九州自動車道の開通に伴う京  
築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議（案）についてから、日程第37、意見  
書案第2号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意  
見書（案）についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託案件であり、一括して委員長の報  
告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号から意見書案第2号まで、一  
括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、発議第1号から意見書案第2号まで委員長の報告を求めます。吉元産業総務常任委

員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 発議第1号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議（案）について、本案につきまして慎重に審査した結果、原案のとおり可決するものと決定いたしましたので、報告いたします。

意見書案第1号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）について、これも同じように慎重に審査した結果、原案のとおり可決することに決定しましたので、報告いたします。

意見書案第2号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）について、前議案と、1号議案と同じ趣旨のものでありますので、原案のとおり可決することに決定しましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第35、発議第1号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議（案）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから発議第1号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。発議第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第36、意見書案第1号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから意見書案第1号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第37、意見書案第2号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから意見書案第2号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### **日程第38. 常任委員会の閉会中の継続審査について**

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第38、常任委員会の閉会中の継続審査について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第38、常任委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

午前11時52分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員